

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年4月17日 福島地方法務局白河支局 登記官 後藤芳宏

記

意見又は資料の提出先

〒961-0074 白河市郭内1番地136 白河小峰城合同庁舎

福島地方法務局白河支局

電話：0248-22-1207

	所在	地番	地目	地積
1	白河市愛宕町	26番7	公衆用道路	23
2	白河市愛宕町	29番1	公衆用道路	125
3	白河市愛宕町	54	公衆用道路	297
4	白河市愛宕町	94番1	宅地	221・48
5	白河市愛宕町	94番2	宅地	5505・91
6	白河市愛宕町	96番1	学校用地	413
7	白河市勘定町	33番1	宅地	43・08
8	白河市大工町	85番1	畑	132
9	白河市大工町	85番2	墓地	1719
10	白河市中町	71番1	公衆用道路	201
11	白河市田町	136番	宅地	175・20
12	白河市田町	137番	畑	16
13	白河市立石	163番	宅地	86・06